

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

(この書面は、旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面、旅行契約が成立した場合は旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部となります。)

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は有限会社インターナショナルツアーアシスタンス（東京都知事登録旅行業第2-4788号）（以下「当社」という）が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2) 契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）のコースごとに記載されている条件のほか、本条件説明書面、出発前にお渡しする最終日程表及び当社の「旅行業約款」（以下「募集型約款」という）によります。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けします。

2. お申込み

(1) お申込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

(2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等個人の特典できる情報を通知しなければなりません。

(3) a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申しください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(4) 当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。

①他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。

②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋、その他の反社会的勢力であると認められるとき。

③お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

④お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

(6) お申込み時20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

3. 旅行代金

(1) 旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金をお支払い頂きます。（最終書面の作成時期時点での運賃・料金を基準と致します）

(2) 旅行代金に含まれるもの

①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金

②旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金)

(3) 追加代金は、①航空会社の選択 ②宿泊ホテルの指定の選択 ③1人部屋追加代金 ④延泊による宿泊代金等により追加する代金をいいます。

(4) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

4. 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

①当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡します。

②契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算して遡って7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日であってもお問合せいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。場合によって所定の手数料を頂くことがございます。旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、コース又はお申し出時期により交替をお断りする場合があります。

6. 旅行契約内容・代金の変更

(1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

(2) 著しい経済情勢の変動により、通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

①増額の場合は旅行開始日の前日から起算して遡って15日目にあたる日より前にお知らせします。

②減額の場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

(3) 複数人数で宿泊施設等を利用する場合、申し込んだお客様の一方が契約を解除したために旅行代金を増額する場合、契約を解除したお客様から取消料を申受けるほか、参加されるお客様から追加代金を申受けます。

7. お客様による旅行契約の解除

(1) お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

解除の時期	取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して11日前まで(宿泊旅行は21日前まで)	無料
旅行開始日の前日から起算して10日前まで(宿泊旅行は20日前まで)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

①契約内容に第13項「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更、及びその他の重要な変更があったとき。

②著しい経済情勢の変動等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④当社が最終日程表を期日までに交付しなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

(3) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しを致しません。

8. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

次の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。

①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

②与信等の理由によりお申出のクレジットカードでのお支払いができないとき。

③参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

④病気、団体行動への支障、その他により、旅行の円滑な実施が不可能なとき。

⑤お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑥お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋、その他の反社会的勢力であると認められたとき。

⑦契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算して遡って、3日目（宿泊旅行については、13日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

⑧天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合で、旅行の実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。

9. 当社による旅行契約の解除(旅行開始後)

(1) 当社は次に掲げる場合において、旅行契約を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介助者の不在、その他の事由により旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

③お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

④お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋、その他の反社会的勢力であると認められたとき。

(2) 本項①、②により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客様の負担となります。

(3) 本項により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻いたします。

(4) 集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払戻しはできません。

10. 旅程管理

当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。

なお、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、お客様は旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

- ①旅行に関する計画に定めるサービスのお客様への確実な提供を確保するために、旅行開始前までに予約やその他の措置を講じます。なお当社は手配の一部又は全部を委託する場合があります。
- ②お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- ③本項②の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ないときは代替サービスの手配を行います。この際、変更を最小限にとどめ、当初の旅行内容の趣旨にかなうよう努めます。
- ④添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項に掲げる業務、その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行いません。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

11. 当社の責任

- (1)当社は、当社又は手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った時、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3)お荷物に関係する賠償限度額は、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

12. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物が被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日（無手配日）が定められた場合においては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示したときに限り、「旅行参加中」とは致しません。

13. 旅程保証

- (1)旅行日程に別表左欄に掲げる契約内容の変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に別表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。
- (2)当社は、別表に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令 ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止 ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供 ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

別表 変更補償金

変更補償金の支払いが対象となる契約内容の変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地、又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した本邦内の出発空港又は帰着空港の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- (注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- (注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- (注3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊機関の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- (注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

14. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容を理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15. 通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や

取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。

- (1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2)申込みに際し、「会員番号（クレジットカード番号）」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3)通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する旅行代金」又は「第7項に定める取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5)契約解除のお申出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申出のあった日の翌日から起算して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内）をカード利用日として払戻します。
- (6)与信等の理由により会員のお申出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第7項の取消料と同額の違約料を申受けます。

16. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中に怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込みの販売員にお問合せください。

17. 個人情報取扱いについて

- 当社及び下記「旅行取扱店」欄記載の旅行代理業者（以下「代理店」という）「当社」及び「代理店」を指して当社らといいます。
- (1)当社らは、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため ②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため ③旅行に関する諸手続きのため ④当社らの旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため ⑤当社ら及び当社らと提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため ⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため ⑦アンケートのお願いのため ⑧特典サービス提供のため ⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
 - (2)本項(1)の②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジット会社等に書類又は電子データにより、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、パンフレット等に記載する旅行申込窓口宛にご旅行出発の10日前までにお申出ください。（注：10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申出下さい）
 - (3)利用する個人情報は、当社らが責任を持って管理します。なお当社らの個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社ら会社の名称については、当社ら店頭又は代理店ホームページ(<https://noatabi.co.jp>)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。
 - (4)当社らは、個人情報の取扱を委託することがあります。
 - (5)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
 - (6)お客様は、当社らの保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。お問合せ窓口は下記になります。

お問合せ窓口：株式会社あたび お客様相談担当宛

TEL：0466-52-7775 FAX：0466-52-7773 E-Mail：info@noatabi.co.jp

営業時間：月～金曜日10：00～18：00 土10：00～13：00

（日曜、祝日、年末年始休業）

18. 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

旅行取扱店

神奈川県知事登録旅行業者代理業第148号

株式会社 のあたび

総合旅行業務取扱管理者 美澤 儀次

住所：神奈川県藤沢市本藤沢6-13-4

TEL：0466-52-7775 FAX：0466-52-7773

E-Mail：info@noatabi.co.jp

営業時間：月～金曜日10：00～18：00 土10：00～13：00

（日曜、祝日、年末年始休業）

旅行企画実施

東京都知事登録旅行業第2-4788号

有限会社インターナショナルツアーアシスタンス

住所：東京都渋谷区代々木1-59-1